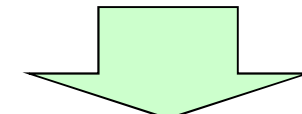


事務事業名	訪問型介護予防事業		所管部課	健康福祉部	高齢福祉課	
事業目的	平成27年度の介護保険制度改正に伴い、全国一律の基準で実施していたホームヘルプサービスとデイサービスについては、下野市の事業として地域の実情に合わせ、実施することになりました。本市では、平成28年4月から、地域支援事業の一部である「新しい総合事業」に移行して事業を行っています。					
事業概要	「新しい総合事業」の訪問型サービスについては、これまでの訪問介護に相当するサービス(①従来型訪問介護(改正前相当のサービス))を初め、次のようなサービスから構成されています。 ②基準緩和型訪問介護(緩和した基準によるサービス) ③シルバーお助けサービス(住民主体によるサービス) ④栄養改善個別指導(専門職等による居宅での相談指導等) 平成29年4月の完全移行に向け、平成28年度から段階的に移行している。					
総合計画での位置付け	施策	1 大切な命を育み、健康で笑顔あふれるまちづくり 5 誰もが安心して暮らせるまちづくり 4 保険・年金事業の充実	類型区分	I		
根拠法令等	介護保険法・地域支援事業実施要綱					
備考	下野市高齢者保健福祉計画及び第二次下野市総合計画前期基本計画に位置付けられている。					
年度別	事業計画	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	事業費			事業概要①～④について実施 4,961千円	事業概要①～④について実施 29,855千円	事業概要①～④について実施 31,222千円
事業内対象年度	1節 報酬		13節 委託料	24	22節 補償補填及び賠償金	
	7節 賃金	2,198	14節 使用料及び賃借料		23節 償還金、利子及び割引料	
	8節 報償費		15節 工事請負費		その他①(2・3・4・5・6・10節)	
	9節 旅費		18節 備品購入費		その他②(16・17・21・24・25・26・27・28節)	
	11節 需用費		19節 負担金補助及び交付金	27,633		
	12節 役務費		20節 扶助費			(単位:千円)
事業内財源	国県支出金		地方債・その他		一般財源	
	11,196千円		12,091千円		6,568千円	
その他(過年度実績・事業費詳細等)	≪平成28年度≫ 新しい総合事業の初年度であり、基準緩和型事業所指定を行い、段階的に移行を進め、①から④について取り組んでいる。					
	≪平成29年度≫ 4月からは、完全移行となる。 ①従来型訪問介護事業 【要支援1】 70人/月×12か月=10,223,270(ア) 【要支援2】 100人/月×12か月=14,604,672(イ) ②基準緩和型訪問介護 人員基準等を緩和し、介護報酬単価を8割に設定している。 24人/月×12か月=2,804,097(ウ) (ア)+(イ)+(ウ)≒27,633千円…(A) ③シルバー人材センター 委託 1,000円/件×24件=24千円…(B) ④栄養改善個別指導 賃金 1人≒2,198千円…(C) (A)+(B)+(C)=29,855千円					

事業推進方針判断に際しての3つの視点		
必要性	A	第二次下野市総合計画前期基本計画に明確に位置付けられている場合、事業実施が求められるような社会情勢の変化、さらに国・県の制度変更により実施することが義務付けされた場合など。 現総合計画前期基本計画では、基本施策1-5「誰もが安心して暮らせるまちづくり」、施策4「保険・年金事業の充実」に明確に位置付けられています。 2025年には団塊の世代が75歳以上となる社会情勢を見据えた法改正により、本市においても、平成28年度4月から『介護予防・日常生活支援総合事業』を開始しました。この事業は、介護保険制度に位置付けられた事業であり、高齢者を住み慣れた地域で地域全体で支えることにより、要介護状態にならないよう予防することを目的とした事業のひとつであります。 以上のことから、必要性をAとしました。
	B	
	C	
緊急性	A	【継続事業の場合】事業進捗に対する影響等を考慮し、事業を休止した場合の影響が大きく、事業縮小の可能性が見当たらない場合など。 【新規事業の場合】財政負担以外において、事業を実施しなかった場合の影響が大きく、本事業以外の解決策が見当たらない場合など。 介護予防事業は、地域で健康な生活を続けていけるよう、元気な高齢者を増やすことを目的としております。少子高齢化社会において、将来市民一人一人の負担が増える中、介護保険制度の持続可能性を上げていくため、早急に展開しなければならない事業であり、事業の休止は考えられません。 以上のことから、緊急性をAとしました。
	B	
	C	
効率性	A	事務事業の質の向上に係る改善・工夫の見込み、及び経費削減、改革への取組のいずれかが期待できる場合など。 平成28年度開始の事業であり、実績等を勘案し、今後更なるサービスの向上・事業の改善工夫が図られていくものです。 訪問型のサービスを受けられる範囲を広げることで、多くの高齢者にとって負担軽減だけでなく、人との繋がりが増えることにより気持ちも元気になると思われます。本事業により、高齢者にとって、社会と繋がる機会が増えていくことが介護予防に繋がると考えます。 以上のことから、効率性をBとしました。
	B	
	C	



総合評価	
○	継続実施
	見直し実施
	廃止

新しい地域支援事業の全体像

<改正前>

介護保険制度

<改正後>

【財源構成】

国 25%

都道府県 12.5%

市町村 12.5%

1号保険料 22%

2号保険料 28%

【財源構成】

国 39%

都道府県 19.5%

市町村 19.5%

1号保険料 22%

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)

訪問看護、福祉用具等
訪問介護、通所介護

介護予防事業
又は介護予防・日常生活支援総合事業

- 二次予防事業
- 一次予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
- ・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

改正前と同様

事業に移行

事業に移行

全市町村で実施

多様化

多様化

多様化

多様化

多様化

多様化

多様化

多様化

多様化

多様化

多様化

多様化

多様化

多様化

多様化

多様化

多様化

多様化

多様化

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)

介護予防・日常生活支援総合事業
(要支援1~2、それ以外の者)

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・訪問型サービス
 - ・通所型サービス
 - ・生活支援サービス(配食等)
 - ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 一般介護予防事業

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
(左記に加え、**地域ケア会議の充実**)
- **在宅医療・介護連携推進事業**
- **認知症総合支援事業**
(認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業 等)
- **生活支援体制整備事業**
(コーディネーターの配置、協議体の設置 等)

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

充実

充実

充実

充実

充実

充実

充実

充実

充実

充実

充実

地域支援事業

地域支援事業

平成28年4月から

介護予防・日常生活支援総合事業

新しい総合事業 が始まります



新しい総合事業とは？

団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えて、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も自らの持つ能力を最大限に活かして要介護状態にならないよう予防することが大切です。そのための仕組みとして、介護保険制度の地域支援事業に新たに創設されました。

下野市

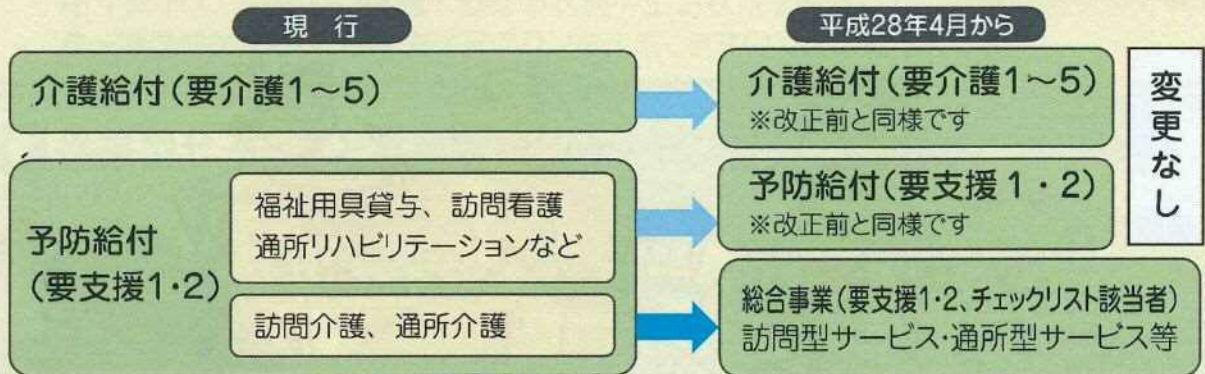
新しい総合事業の特徴

多様な運営主体による多様なサービスが実施されます

高齢者を含めた幅広い世代の市民、NPO、ボランティア、団体等の活動により、高齢者に対するサービスを充実します。

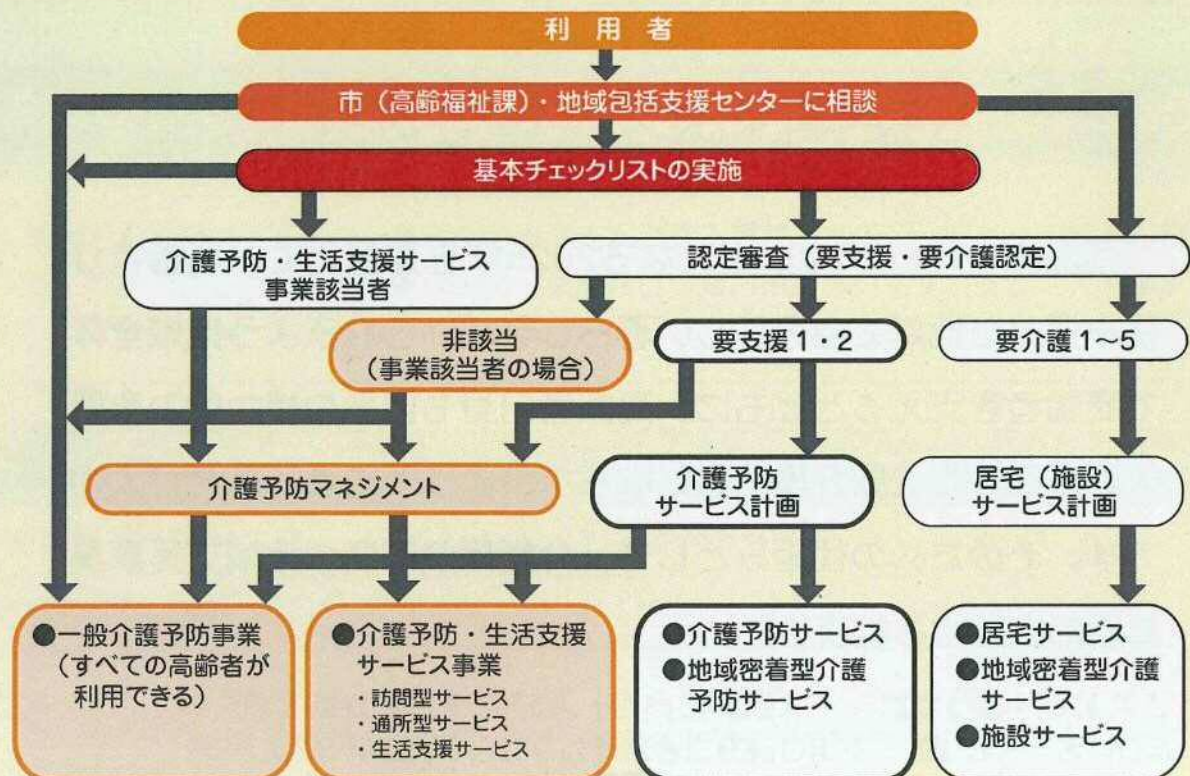
介護予防訪問介護と介護予防通所介護が新しい総合事業に移行します

要支援認定者サービスのうち、介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）と介護予防通所介護（デイサービス）が新しい総合事業に移行し、市独自基準のサービスも実施されます。



サービス利用手続きの一部が簡素化されます

介護予防・生活支援サービス事業のみの利用を希望される方は、基本チェックリストの判定によりサービス利用を開始できるようになります。



新しい総合事業のサービス

自分の状態や希望に合わせたサービスが選べるようになります。

<下表は平成28年4月開始時点の事業です>

●介護予防・生活支援サービス事業（要支援1・2、チェックリスト該当者）

ご利用にはケアプランの作成が必要です

事業名		内容	自己負担目安(1割の場合)
訪問型サービス	従来型訪問介護	予防訪問介護事業所による現状と同様のサービス	週1回程度 1,217円/月 週2回程度 2,433円/月 週2回以上 3,859円/月 ※初回など加算あり
	基準緩和型訪問介護	予防訪問介護事業所の緩和した基準によるサービス	週1回程度 973円/月 週2回程度 1,946円/月 週2回以上 3,087円/月 ※初回など加算あり
	シルバーお助けサービス	シルバー人材センターによる家事援助などのサービス	1時間まで1回 100円
	栄養改善個別指導	管理栄養士による指導を3か月で1クールとして実施	無料
通所型サービス	従来型通所介護	予防通所介護事業所による現状と同様のサービス	週1回程度 1,691円/月 週2回程度 3,468円/月 ※初回など加算あり
	基準緩和型通所介護	予防通所介護事業所の緩和した基準によるサービス	週1回程度 1,352円/月 週2回程度 2,773円/月 ※初回など加算あり
	筋力向上トレーニング	短期集中トレーニングを3か月12回で実施	無料
その他の生活支援サービス	栄養改善を目的とした配食	委託業者による高カロリーな配食サービスを実施	300円(1食)

●一般介護予防事業（65歳以上の方） ※送迎はありません

事業名	内容
転倒骨折予防教室	1年(12回)後に自主グループとしての活動へ移行が前提。3地区で実施。無料。
プールDE筋トレ教室	ふれあい館プールでの水中筋トレ教室。合計で3回実施。入浴も無料。
脳力アップトレーニング	いつからでも参加可の運動と脳トレ。南河内公民館で週1回。1回200円。
ふれあいサロン陽だまり	介護予防運動も実施して仁良川コミュニティーセンターで週2回。昼食代として1回550円。
しもつけ元気はつらつ体操	自分の体力に合わせた「おもり」を使った体操。無料。実施団体を募集中。

よくある質問

Q いつから総合事業を利用できるの？

A 現在、要支援認定を受けて介護予防訪問介護・介護予防通所介護を利用している方は、認定の更新後から総合事業のサービスをご利用いただけます。

Q 今まで利用していたサービスは使えなくなるの？

A 現在のサービスも従来型サービスとして利用することができます。どのサービスを利用するかは、ご本人の意向・心身の状態や生活状況を確認して、地域包括支援センター職員やケアマネジャーがケアプランを作成しますので、ご相談ください。

Q 従来型サービスと基準緩和型サービスは何が違うの？

A 従来型サービスの事業所基準を緩和して提供されるサービスです。総合事業対象者の状態などにより選択することができます。利用者にはこれまでと同程度のサービスを自己負担が軽減して提供されます。

Q 要介護の人も「介護予防・生活支援サービス事業」を利用できるの？

A 要支援1・2または総合事業対象の方が利用できるサービスです。要介護の方は介護給付のサービスがご利用いただけます。ケアマネジャーにご相談ください。

高齢者の相談窓口「地域包括支援センター」を利用しましょう

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるように、必要な援助・支援を行う総合相談窓口です。主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等が、みなさんの生活を支える役割を担っています。

名 称	場 所	電 話
地域包括支援センター みなみかわち	南河内児童館内	44-3002
地域包括支援センター こくぶんじ	ゆうゆう館内	43-1229
地域包括支援センター いしばし	特養いしばし内	51-0633

下野市健康福祉部高齢福祉課（きらら館内） ☎ 52-1115
※平成28年5月6日からは新庁舎に移転します ☎ 32-8904